

9.16 消費者委員会委員と関係団体等との意見交換会へのメモ

1. 全国消団連の取り組みの進め方について

全国消団連は、消費者基本計画改定への対応を 2014 年度の重点テーマとして位置付けています。消費者庁による「素案」が 12 月中旬頃に提示されるとの想定の下に、8 月の理事会では今後の取り組みを次のように進めていくこととしました。

消費者庁「素案」前 ～12 月中旬まで	社会の大きな変化の中で消費者政策に何が求められるのか、生活者視点から鳥瞰しながら問題設定の大枠について考えていきます。
消費者庁「素案」後 12 月中旬から～	素案前の取り組みを活かしつつ、消費者庁の素案について検討し、各論に関する意見を出していきます。

2. これまでに寄せられた意見について

今年度、消費者基本計画をテーマとして下記のような場を設けています。(予定含む)。既に実施した企画の中で寄せられた主な意見を(別紙)に紹介します。

第 1 回運営会議 (5/22 開催)	年度の進捗点検・見直しのパブリックコメントの募集に際して、消費者庁から説明をいただいた後、質疑を行いました。
第 2 回理事会 (8/21 開催)	基本計画改定に向けた取り組みの進め方について検討を行いました。
全国消団連学習会 (9/5 開催)	「変化する社会と消費者政策の課題 ～消費者基本計画の改定に向けて～」と題して石岡克俊氏(慶應大学准教授)による講演の後、参加者で意見交換を行いました。
第 3 回運営会議 (10/16 開催予定)	知恵を寄せ合うワークショップのような形で検討しています。
第 4 回運営会議 (12/18 開催予定)	消費者庁から示された素案についての討論集会のような形で検討しています。

3. 今後の検討に向けて ～

5 年ぶりの抜本改定の機会になります。できるだけ多角的な視点から問題設定の枠組み自体を検討することが重要です。例えば、「歴史的な視点」。今日までの消費者政策の変遷から今後 5 年間に求められる基本計画はどのようなものか考える機会です。その他にも「情勢変化からの視点」「国際的な視点」「地域的な視点」「現計画の継続としての視点」「目指す目標からの視点」など、様々な視点から国民論議を起こしていくべきです。

消費者団体はこれまでもその時代の動きを捉えて活動を組み立ててきました。これからの 5 年間、どこに目標設定して、どのように提案していくのか、今秋の取り組みの中で知恵を寄せ集めていきたいと思えます。

(別紙) 全国消団連の取り組みの中で寄せられた主な意見

1. 消費者問題の領域を広くとらえる

- 環境や情報といったように、取引を媒介としないけれども暮らしに影響する領域が拡大している。**消費者問題を狭く「権利・義務関係」に絞り込まない視野が必要。**
- 消費者問題はくらしの多様化とともに様々広がっている点をしっかり押さえつつ、いわゆる消費者被害回復だけに特化しない広い視点からの基本計画づくりを望む。
- 地域の消費者政策を生活全般に広げて、行政施策として描ける状況が求められる。消費生活センターがトラブル対応だけでなく、消費者を起点として幅広く取り組めないかと思う。
- 消費者政策が文章として机上のみで議論されているように思われる。権利・義務関係、被害救済のみで進むのではなく、より良い社会構造の整備に向けて、関係する様々な課題を実際の状況に照らして対象とすべき。

2. 他省庁との連携強化

- 昔の国民生活局は消費者行政だけでなく「国民生活行政」を扱っていたように思うが、経済企画庁の解体で国民生活審議会が無くなり、経済社会の姿に関する将来ビジョンを擦り合わせる術が無くなったように感じる。**消費者庁の扱う消費者問題をもっと幅の広い総合的なものにしていくべき**ではないか。
- 国民生活審議会の時代と第1期消費者基本計画の頃までは、他省庁の政策にもっと積極的に口を挟んでいたように思う。消費者庁が誕生して以降は「消費者庁の所管に関する基本計画」的になり射程が短くなっているのではないか。**基本計画を他省庁の所管に口が出せるツールとして活用**していくべきである。
- 同様に、**消費者委員会も本委員会だけで議論を進めるのではなく、テーマ毎に専門委員会を配置するなどして知見を集めていく仕組みに**しないといけない。消費者団体とも連携を図るべきだ。
- 近年問題とされている消費者問題は多分に国民福祉固有の（つまり「消費」観念を差し挟まない）問題を含んでいる傾向があると思う。そうであれば、消費者庁の所管のみでは解決できない問題への対応を求める消費者基本計画が必要だろう。**他省庁・各地方自治体・他団体との連携を明記し、それを重視するような計画の策定を望む。**
- 重点施策については「消費者庁だけが頑張る・〇〇省だけが取り組む」ということにならないように。各省庁が既に行っていることを単に寄せ集めた基本計画になっているのではないか。

3. 消費者の権利を「用いる」

- 「**権利を唱える時代（理念としての権利）**」から「**権利を用いる時代（行使される権利）**」に**ふさわしい基本計画にしていくことが必要**と感じた。
- 法制度・権利ができてしまうとそれで満足してしまいがちである。行政も制度を実効的にすることに力を入れていないし、消費者も積極的にそれを求める事をしていないかもしれない。
- 新しい施策を要望するだけでなく、消費者の権利が行使されているのかしっかりと見ていく、見直していくことが大切。**要求に偏りがちだが、提案し評価するところまで行くことが必要。**
- 評価指標づくりは以前からずっと言われていた。この機会に消費者団体がチェックリストをつくると良い。法律の基本理念の中に消費者の権利が掲げられた理念が政策として実行されているかどうか、権利という視点から評価してみることが消費者団体の活動として大切。
- 権利を「用いる時代」は、まさに次の基本計画に必要と感じる。現実の問題と対比し、権利の再確認をすべき。

4. 「保護」を適切に位置付けること

- 「自助」という言葉が2年前から現基本計画の中に入った。しかし、その説明は文書の中に見出すことはできない。**消費者政策にとって「自助」という言葉は枕詞にふさわしくない。**そもそも消費生活センターの相談解決業務が民と民の紛争に法規制で介入しようとするものであり、本来「自助」とは真反対の方向である筈だ。
- 「自己責任」「消費者教育」の問題とされてしまうことが多いと感じられ納得がいかない。
- 「自らの生き方を選択し、その目標に向かって生活設計し、それを生き抜く消費者や、それを目指す努力をしてそこをクリアできる市民」ばかりではない。「保護すべき」「保護しなければいけない」消費者市民（子ども含む）の存在を無視せず、国と地方自治体がしっかり連携できる仕組みづくりを切望する。この点についてはEUの考え方を導入すべき。
- その時代時代に様々な消費者問題があり、活動や運動があったことを改めて感じる。次の基本計画は、特に配慮を要する消費者や子どもの消費者問題に対応した中身になってほしい。
- 消費が複雑化する中で、企業の自由な経済活動が最優先とされている状況。消費者教育を進めることと合わせて、消費者保護も必要となっていると思う。事業者のコンプライアンスも世の中の流れに影響され易く、それに全面的に期待することはできない。
- 経済優先の思想が益々強まっていく昨今、消費者問題・政策でもそれに対する理論的構築が求められていると思う。

5. 「知らされる権利」の確保

- 「知らされる権利」の基盤整備として①企業の情報公開の徹底、②内部告発者の保護、等についてももっと言及・強調していくべきではないか。
- 新しい時代に「知らされる権利」を確保するためにはどうしたら良いのか。消費者・事業者間に構造的に存在する情報格差は益々差が開いている。
- すぐに被害が出ない問題だが、おそらく将来的には被害がでるであろう問題にどう対処するか、今の時点では規制できないようなことをどうするのか。

6. 地域の底上げを図ること

- 60～80年代は皆のくらしを同じレベルで底上げしていける時代だったが、サービス経済化で各個人のくらしも様々になった。それに加えて各地方でも様々だ。**空間的な「地域差」にどう対応するかも新しい基本計画のテーマの一つかもしれない。**
- 地方毎の格差を心配する。新基本計画を実効力あるものとして進める術を作り上げるべき。

7. 国際指標からの評価してみる

- 「安全な商品・サービス」「公正な市場経済」は諸外国から日本への評価につながる大切な価値である。公正な経済活性化に資する消費者基本計画を望む。
- 国連消費者保護ガイドライン、ISO26000等の**国際指標からの検証**も行うべき。
- 環境保全の視点は、より国際的に「地球環境問題（持続可能な社会）」として捉えるべき。